

面接審査について（案） （堺市立健康福祉プラザ）

1. 面接の流れ

（１）プレゼンテーション（１団体１５分）

特にアピールしたいポイントを中心にプレゼンテーションを行う。



（２）質疑応答（１５分程度）

提出書類及びプレゼンテーションの内容をふまえ、質問する。



（３）意見交換等（１０分程度）（必要に応じて行う）

- プレゼンテーションについては、時間厳守とし１５分が経過すれば、途中であっても終了するものとする。
- 質疑応答については、１５分経過時点で、事務局が委員長に合図し、委員長が状況に応じて進行するものとする。

2. 面接参加団体の出席者について

- （１）団体として責任をもって説明できる者。
- （２）各団体の面接出席者は、６名以内とする。
- （３）面接出席者については、事前に代表者から氏名等の報告を受けるものとする。
- （４）上記の各項目については、面接参加団体が共同企業体等の場合も同様とする。
- （５）企画提案書のみでの説明とする。

（プロジェクター等の使用や追加資料の配付はできない。）